

建管第505-4号
平成25年9月24日

関係各機関の長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長
(公印省略)

埼玉県土木工事委託業務実務要覧の一部改正について

標記について、下記のとおり一部改正したので、参考までに送付します。

記

(1) 土木設計業務共通仕様書の一部改正

- ①改正箇所 土木設計業務共通仕様書 第5編道路編、第9章道路施設点検の追加
- ②改正概要 「橋梁定期点検」を追加します。
- ③適用年月日 平成25年10月1日から適用します。

(2) 注意事項

- ①新旧対照表並びに改正された実務要覧は、以下の建設管理課ホームページにて閲覧できます。
「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/doboku-itaku-jitumuyouran.html>
- ②当面、改正された実務要覧の冊子を印刷する予定はありません。最新版は、上記の建設管理課ホームページにて確認してください。

担 当：県土整備部 建設管理課
技術管理担当 坂田、大竹
電 話：048-830-5201
FAX：048-830-4868
e-mail：a5190-02@pref.saitama.lg.jp

第1編 共通編

主要技術基準及び参考図書

(改正部分のみ)

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
1	土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木学会基準	土木学会	H 3. 10
	(略)		
70	昇降機設計・施工上の指導指針	昇降機安全協会	H 7. 3
71	日本下水道協会規格 (JSWAS)	日本下水道協会	—
〔2〕 河川・砂防・ダム関係			
1	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4
2	改訂建設省河川砂防技術基準(案)調査編	日本河川協会	H 9. 10
	(略)		
73	軟岩の調査・試験の指針(案)	土木学会	H 3. 11
74	原位置岩盤試験法の指針 -平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土木学会	H12. 12
〔3〕 道 路 関 係			
1	道路設計基準 道路編	埼玉県	H17. 3
2	道路設計基準 橋りょう編	埼玉県	H17. 3
	(略)		
123	道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	道路技術研究会	H14. 3
124	林道規程-解説とその運用-	日本林道協会	H14. 5
125	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H 8. 12
126	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16. 3
127	橋梁点検要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16. 3
128	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16. 3
〔4〕 電 気 ・ 機 械 ・ 設 備 等			
1	日本電機工業会 (JEM) 規格	日本電機工業会	—
2	(解説) 電気設備の技術基準	経済産業省・資源エネルギー庁	H14. 1
	(略)		

注意：最新版を使用するものとする。

第5編 道路編

第1～8章 (略)

第9章 道路施設点検

第1節 道路施設点検の種類トンネル設計の種類

第5901条 道路施設点検の種類

道路施設点検の種類は以下のとおりとする。

(1) 道路防災カルテ点検

(2) 橋梁定期点検

第2節 道路防災カルテ点検

第5902条 道路防災カルテ点検

1 業務目的

道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。

2 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 防災カルテを用いた点検

受注者は、「防災カルテ作成・運用要領」に定められた内容に従って、設計図書に示されたカルテ箇所の点検を実施すること。

(3) 防災カルテ修正

受注者は、防災カルテ点検結果を「防災カルテ作成・運用要領」に基づき修正すること。

なお、修正方法については、事前に監督員と協議のうえ承諾を得ること。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 橋梁定期点検

橋梁定期点検は、「橋梁定期点検要領（案）」（以下「定期点検要領」という。）及び「橋梁における第三者被害予防措置要領(案）」（以下「第三者要領」という。）に基づき実施する定期点検に適用する。

第5903条 橋梁定期点検

1 業務目的

橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 業務内容

橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

1) 業務計画書

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

① 安全管理計画

2) 実施計画書

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、調査職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

①業務内容

⑦仮設備計画

②対象橋梁位置図

⑧使用建設機械

③現地踏査の調査記録 ⑨安全管理計画（交通規制含む）

④業務実施方針

⑩環境対策

⑤実施体制

⑪連絡体制（緊急時含む。）

⑥実施工程表

実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。

3) 部材番号図等の整備

受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。

(2) 現地踏査

1) 現地踏査の内容

受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の

損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。
なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水枒あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、調査職員と協議するものとする。

2) 緊急対応が必要な場合の報告

受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。

(3) 橋梁点検員

受注者は、業務の実施にあたって橋梁点検員を定め調査職員に提出するものとする。なお、橋梁点検員は、橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。

(4) 定期点検

受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

1) 近接目視点検

点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。

2) 損傷程度の評価

点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。

3) 定期点検結果の記録

定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検調書を作成するものとする。

4) 緊急対応が必要な場合の報告

点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。

(5) 第三者被害予防措置

受注者は、次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。

1) 打音検査及び第三者被害予防措置

打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・

剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、はく離の範囲が広い場合やP C桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、調査職員と協議するものとする。

2) 遠望目視及び非破壊検査

1次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラフィ法）」を採用する場合は、調査職員と協議するものとする。

3) 第三者被害予防措置結果の記録

第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。

4) その他

予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。

(6) 関係機関との協議資料作成

受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。

第4節 成果品

第5904条 成果品

受注者は、次の各号について成果品を作成し、第1116条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。

(1) 道路防災カルテ点検

点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。

(2) 橋梁定期点検

定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。

新 旧 対 照 表

新 旧 対 照 表

改 正			
埼玉県土木設計業務共通仕様書			
第 2 共通仕様書			
第 1 編 共通編			
主要技術基準及び参考図書			
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
	(略)		
〔2〕 河川・砂防・ダム関係			
	(略)		
〔3〕 道 路 関 係			
1	道路設計基準 道路編	埼玉県	H17. 3
	(略)		
125	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H 8. 12
<u>126</u>	<u>橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)</u>	<u>国土交通省道路局国道・防災課</u>	<u>H16. 3</u>
<u>127</u>	<u>橋梁点検要領(案)</u>	<u>国土交通省道路局国道・防災課</u>	<u>H16. 3</u>
<u>128</u>	<u>橋梁における第三者被害予防措置要領(案)</u>	<u>国土交通省道路局国道・防災課</u>	<u>H16. 3</u>
〔4〕 道 路 関 係			
	(略)		
注意：最新版を使用するものとする。			

現 行			
埼玉県土木設計業務共通仕様書			
第 2 共通仕様書			
第 1 編 共通編			
主要技術基準及び参考図書			
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
	(略)		
〔2〕 河川・砂防・ダム関係			
	(略)		
〔3〕 道 路 関 係			
1	道路設計基準 道路編	埼玉県	H17. 3
	(略)		
125	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H 8. 12
〔4〕 道 路 関 係			
	(略)		
注意：最新版を使用するものとする。			

第2編～第4編 (省略)

第5編 道路編

第1章～第8章 (省略)

第9章 道路施設点検

第1節 道路施設点検の種類

第5901条 道路施設点検の種類

道路施設点検の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路防災カルテ点検
- (2) 橋梁定期点検

第2節 道路防災カルテ点検 (省略)

第3節 橋梁定期点検

橋梁定期点検は、「橋梁定期点検要領(案)」(以下「定期点検要領」という。)及び「橋梁における第三者被害予防措置要領(案)」(以下「第三者要領」という。)に基づき実施する定期点検に適用する。

第5903条 橋梁定期点検

1 業務目的

橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目

第2編～第4編 (省略)

第5編 道路編

第1章～第8章 (省略)

第9章 道路施設点検

第1節 道路施設点検の種類

第5901条 道路施設点検の種類

道路施設点検の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路防災カルテ点検

第2節 道路防災カルテ点検 (省略)

的とする。

2 業務内容

橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

1) 業務計画書

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

① 安全管理計画

2) 実施計画書

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、調査職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- ①業務内容
- ②対象橋梁位置図
- ③現地踏査の調査記録
- ④業務実施方針
- ⑤実施体制
- ⑥実施工程表
- ⑦仮設備計画
- ⑧使用建設機械
- ⑨安全管理計画（交通規制含む）
- ⑩環境対策
- ⑪連絡体制（緊急時含む。）

実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。

3) 部材番号図等の整備

受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。

(2) 現地踏査

1) 現地踏査の内容

受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通

規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水柵あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、調査職員と協議するものとする。

2) 緊急対応が必要な場合の報告

受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。

(3) 橋梁点検員

受注者は、業務の実施にあたって橋梁点検員を定め調査職員に提出するものとする。なお、橋梁点検員は、橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。

(4) 定期点検

受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

1) 近接目視点検

点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。

2) 損傷程度の評価

点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。

3) 定期点検結果の記録

定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検調書を作成するものとする。

4) 緊急対応が必要な場合の報告

点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。

(5) 第三者被害予防措置

受注者は、次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。

1) 打音検査及び第三者被害予防措置

打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、はく離の範囲が広い場合やPC桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、調査職員と協議するものとする。

2) 遠望目視及び非破壊検査

1次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラフィ法）」を採用する場合は、調査職員と協議するものとする。

3) 第三者被害予防措置結果の記録

第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。

4) その他

予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。

(6) 関係機関との協議資料作成

受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。

第4節 成果品

第5904条 成果品

受注者は、次の各号について成果品を作成し、第1116条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。

(1) 道路防災カルテ点検

点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。

(2) 橋梁定期点検

定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。

第3節 成果品

第5903条 成果品

受注者は、次の各号について成果品を作成し、第1116条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。

(1) 道路防災カルテ点検

点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。